

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2021 年 11 月号 (第 189 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 米国の対中国政策 ～安全保障と同盟国連携を強化しつつ、対話も模索
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 1

■ 特 集

- ◆ 中国のカーボンニュートラルの最新動向
MUFG バンク（中国） リサーチ&アドバイザリー部 5

■ 経 済

- ◆ 苦境に直面する不動産業界 ～ 中国経済の減速要因に
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 11

■ 人民元レポート

- ◆ 対ドル相場で直近レンジを超える動き
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ 14

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：新「中華人民共和国都市維持建設税法」の施行
KPMG 中国 18
- ◆ 法務：「海南自由貿易港法」 ～中国の対外開放の新たな一里塚
北京市金杜法律事務所 21
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 26

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 30

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 米国の対中国政策 ～安全保障と同盟国連携を強化しつつ、対話も模索

2021 年 2 月の外交演説で、中国を「最も重大な競争相手 (most serious competitor)」と位置づけた米バイデン大統領。9 月の国連演説では「新たな冷戦やブロックに分断された世界を求めるものではない」とも述べ、全面的な対決は望まない意向も示している。本稿では、バイデン政権の対中政策を安全保障や人権擁護等を中心に整理し、同盟国等との連携が軸となることを確認したい。

特集 中国のカーボンニュートラルの最新動向

習近平国家主席は、2020 年 9 月 30 日の国連総会ビデオ演説において、2060 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言した。以来、中国国内では関連する制度設計が急ピッチで推進されている。本稿では「第 14 次五カ年計画」をはじめ、カーボンニュートラル目標達成の取組、制度設計や炭素排出権取引市場などの最新動向について紹介する。

経済 苦境に直面する不動産業界 ～ 中国経済の減速要因に

中国の不動産大手・中国恒大集団の経営危機が大きな注目を集めている。2021 年 9 月 23 日、29 日が期日であったドル建て社債の利払いが遅れ、デフォルト（債務不履行）への懸念も高まっている。経営危機の背景には、中国政府による不動産業界への規制強化がある。本稿では、苦境に直面している中国の不動産業界の現状と中国経済への影響について概説していく。

人民元レポート 対ドル相場で直近レンジを超える動き

中国人民元対ドル相場は 8 日に 6.44 台終盤で取引開始。13 日の 9 月貿易統計を好感する格好で人民元高が進行。19 日は総じてドル安となる環境下、人民銀当局者が中国恒大集団の債務問題による中国国内金融システムへの影響を「制御可能」と発言し、6.38 絡みの水準まで急上昇した。本稿執筆時点では 6.39 台前半で取引されている。一方、対円相場は 17.70 台前半で推移する。

スペシャリストの目 税務会計

新「中華人民共和国都市維持建設税法」の施行

都市維持建設税は、納税者が実際に納付した増値税及び消費税の税額を課税標準とする地方税である。同税の徴収と管理は、1985 年に発効された暫定条例等に基づいて行われており、条例公布から既に 30 年以上が経過。関連政策を改善・最適化するため、2021 年 9 月 1 日、新「都市維持建設税法」が発効された。本稿では、新「都市維持建設税法」について整理し、まとめる。

スペシャリストの目 法務

「海南自由貿易港法」～中国の対外開放の新たな一里塚

「中華人民共和国海南自由貿易港法」（以下「自貿港法」）が 2021 年 6 月 10 日に全国人民代表大会常務委員会において可決され、公布日から施行された。これは、2018 年の海南自由貿易港（以下「海南自貿港」）の開設以降初めての特別立法で、海南自貿港の戦略的な位置づけと発展の方向性が法律的に明確化された。本稿では、「自貿港法」の重大な意義と内容について論ずる。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、9 月中旬から 10 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



特 集

米国の対中国政策 ～安全保障と同盟国連携を強化しつつ、対話も模索

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部

調査部長 中塚伸幸

1. バイデン政権の基本姿勢 ～中国は「最も重大な競争相手」

米バイデン大統領は就任直後の 2021 年 2 月に行った外交演説で、中国を「最も重大な競争相手 (most serious competitor)」と位置づけた。3 月に公表した「国家安全保障戦略の暫定的な指針」でも、中国を「国際秩序に対して、経済・外交・軍事・技術の各面からの挑戦をもたらし得る唯一の競争相手」と評している。すなわち中国は米国にとって覇権を争う「競争相手」であるとの認識に立ち、様々な面で中国に対する牽制を強めている。対中強硬姿勢という点ではバイデン政権もトランプ政権と変わりはないといえよう。ただ、バイデン大統領は 9 月の国連総会での演説で「新たな冷戦やブロックに分断された世界を求めるものではない」とも述べ、全面的な対決は望まない意向も示している。以下では、バイデン政権の対中政策を、特に力点が置かれている安全保障、自国産業育成、人権擁護等の観点を中心に整理し、同盟国・友好国との連携が軸となることを確認したい。

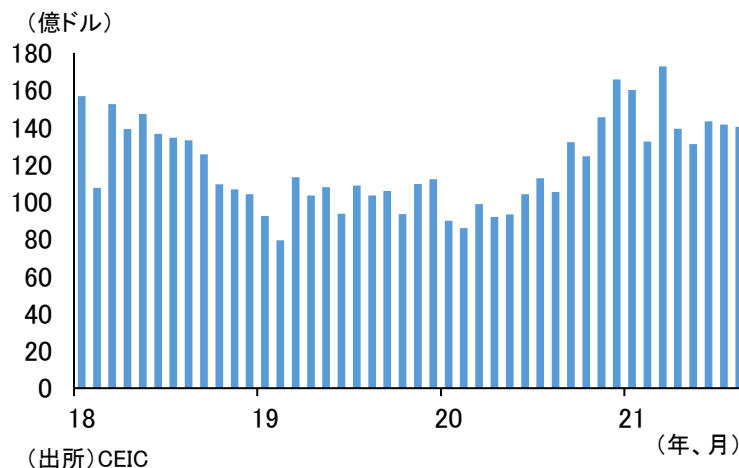
2. 貿易政策はトランプ政権の政策を継承

まず、トランプ政権の対中政策を振り返ると、関税に代表される貿易政策が大きなウエイトを占めていた。米国と中国は 2018 年 7 月以降、複数回にわたって関税を賦課し合ったが、対立打開に向けた協議を経て 2020 年 1 月に「第一段階の合意」がなされ、中国が米国からの輸入を増やすこと等を条件に貿易戦争は一応の休戦となった。

ただ、双方の輸入関税は今も残っており、バイデン政権はこれを今後も存置するか、あるいは撤廃するか、明確な姿勢を示していない。輸入関税の免除品目の認可期限が切れることもあって、米経済界は政府に要望書を送り、撤廃を強く求めたが、これまで米政府は対中貿易政策については「精査中」としてきた。しかし、10 月にキャサリン・タイ通商代表が米中貿易協議の再開を発表した。

2020 年の中国の対米輸入は、2019 年比で増加はしたものの、第一段階合意での目標額の 6 割程度しか達成されておらず、2021 年も 8 月の段階で同様に 6 割程度にとどまる。これに対して、米側は特段のリアクションを示してこなかったが、今後の協議で合意内容の履行を強く促していくとみられる。また、中国の産業補助金など輸入額以外の残された項目についての交渉も再開する意向を示している。タイ通商代表は過去に「関税を他の対中交渉のレバレッジに使うこともあり得る」とも発言しており、米政府は気候変動対応などでの協議もにらみつつ、中国との交渉を進める可能性がある。

（図表 1）中国の対米輸入額の推移



3. 安全保障面での中国への対抗姿勢は一層鮮明に

（1）軍事・防衛面では同盟国連携を強化

広い意味での安全保障に関しては、まず軍事・防衛の面で中国を牽制する具体的な対応が加速している。特に、日本、欧州連合（EU）、英国、オーストラリア、インドなど、同盟国・友好国との連携によって中国に対峙する方針が明確になっている。中国の軍事能力が向上し、南シナ海その他で現状変更の顕著な動きがみられることが、こうした背景にある。

2021 年 4 月の日米首脳会談では共同声明に「台湾海峡の平和と安定」という文言が明記されたほか、6 月の G7 サミットでも同様の対応がなされた。さらに米国は「自由で開かれたインド太平洋」という、もともとは日本発のコンセプトを重視し、中国を念頭に、国防における最大の力点をこの地域に置いている。そのインド太平洋政策の基盤として、米国は、日、豪、印を含めた 4 か国が連携する、いわゆる「クアッド」の枠組みの構築に努めており、9 月には 4 か国首脳による対面の会合も開催された。

（2）輸出規制・投資規制の対象を拡大

軍事・防衛以外の安全保障面では、特に機密情報や重要技術が中国に流出し、中国軍を支援する結果になることを避けるため、各種の規制を強めている。すでにトランプ政権時代から、輸出管理規則に基づき、商務省が安全保障上の懸念などにより輸出規制を課す企業のリストである「エンティティリスト」に多くの中国企業を含めるようになってきている。象徴的な事例として、2019 年には華為技術（ファーウェイ）がこれに指定され、同社への米国からの資材等の輸出が禁じられた。こうした流れをバイデン政権も踏襲し、規制対象はさらに拡大されつつある。

トランプ政権終盤の 2020 年 12 月には、中国の半導体受託生産大手である中芯国際集成电路製造（SMIC）やドローン製造大手の大疆創新科技（DJI）などがリストに加えられた。SMIC については、同社が中国政府の軍民融合政策に関与していること、また DJI については、同社のハイテク監視技術が人権侵害に関与していることを、それぞれリスト追加の理由に挙げている。エンティティリストに加えられたことで、これらの企業は米国企業から部材や製造機・装置を輸入することが事実上できなくなった。

またこれとは別に、2019 年には、国防授權法に基づき、サイバー攻撃やスパイ行為などの懸念があるとして、米国連邦政府はファーウェイや監視カメラの杭州海康威視数字技術(ハイクビジョン)など中国企業 5 社から製品を調達することを禁じた。さらに 2020 年 8 月には、連邦政府機関はこれら 5 社の製品を利用している企業から製品を調達することも禁じた。

加えて、バイデン政権は 2021 年 6 月、中国軍と関連があるとされる中国企業 59 社に対して、米国民が投資をすることを禁じる大統領令に署名した。トランプ政権下でも同様の大統領令があったが、バイデン政権は、監視技術の企業など、対象をさらに拡大した。禁止対象企業には、ファーウェイ、ハイクビジョンのほか、航空機の中国航空工業集団 (AVIC)、通信の中国移動 (チャイナモバイル) など含まれる。米国の投資が中国の軍事・諜報活動の支援に充てられないようにする、強い姿勢の表れといえよう。

(図表 2) 米国の近時の主な規制強化の動き

- ・ 2019 年 6 月、政府機関がファーウェイなど 5 社から製品調達することを禁止
- ・ 2020 年 8 月、政府機関が上記 5 社の製品を利用する企業からの製品調達を禁止
- ・ 2020 年 12 月、半導体大手 SMIC、ドローン大手 DJI などへの輸出を事実上禁止
- ・ 2020 年 12 月、(中国企業を念頭に) 3 年連続で会計監査を受け入れない企業への投資を禁止
- ・ 2021 年 6 月、中国軍と関係がある企業 59 社に対して米国民が投資することを禁止

(出所) 各種報道から三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

4. 中国依存を抑えるための産業育成政策を推進

バイデン政権は、戦略物資を中心に中国への依存度を低下させ、自国産業の育成を図ることにも注力している。これは、経済安全保障の観点からの重要政策であるとともに、雇用増加につながる成長戦略として中間層へアピールする側面もある。

バイデン大統領は 2021 年 2 月に、半導体、大容量バッテリー、医薬品、重要鉱物(含むレアアース)の 4 分野における米国のサプライチェーンの強靱性について 100 日間でレビューするよう、それぞれの担当閣僚に指示する大統領令に署名した。その回答である報告書は 6 月に公表されたが、その中では、米国の産業基盤は弱体化しており、中国依存を減らし再建を図るためには、米・日・豪・印のクアッドの協力や G7 各国と連携することが必要である、との方針が示されている。

各分野については、半導体では、国内での開発・生産を促進するために 500 億ドルの財政支援を議会に求めること、車載用電池では、エネルギー省の 170 億ドルの融資枠を活用すること等が盛り込まれ、医薬品やレアアースでも友好国と連携して安定調達を目指すこと等が提言されている。今後、予算措置など具体化が進められるものと期待される。

5. 新疆ウイグル自治区での人権問題を重視

人権問題を重視することも、バイデン政権の特徴である。特に、新疆ウイグル自治区における中国の人権抑圧に対しては、トランプ政権よりも踏み込んだ対応をしている。2021 年 6 月にはウイグルに本拠を持つ太陽光パネル関連の企業など 5 社を、強制労働などの人権侵害に関与したとして輸入規制の対象とし、上述のエンティティリストにも追加した。また、人権侵害に関与した中国の高官に対して資産凍結などの制裁措置を発動したほか、5 月にはユニクロの製品が輸入規制措置に違

反したとして米税関によって差し止められる事態も起きた。7 月には産業界に対して、サプライチェーンの中にウイグルでの人権侵害に関与する企業が含まれていないか、注意を促す勧告を発している。

米国はこうした人権問題に関しても EU などと連携して対応する方針であり、日本企業にとっても留意が必要である。

6. 最後に ～気候変動対応等では対話も模索

以上のように、バイデン政権の米国は安全保障分野を中心に中国に対する対抗策や規制を強めており、こうした領域での両国の分断は今後も徐々に進展するとみられる。この点を十分に踏まえる必要があるが、ただ、両国の経済における相互依存は大きく、ブロック経済化のような幅広い範囲にわたる断絶が急速に起こることは考えにくいだろう。民間企業としては、リスク分散を図りつつ、米中それぞれとの取引メリットの維持に努めることが求められよう。

バイデン大統領は 2021 年 9 月に 2 回目となる習近平国家主席との米中首脳会談を電話で行ったが、これは米国側からの呼びかけであったと報じられている。その際にバイデン大統領は対面での首脳会談も打診したが、中国側が難色を示したとされる。また、この電話会談に先立ち、8 月にはジョン・ケリー気候変動問題担当大統領特使（元国務長官）が訪中し、気候変動対応を協議した模様である。米国は気候変動対応のほか、新型コロナ対応でも中国の協力が必要であると考えており、今後も全面的な対立は避け、協調すべき点では協調できるよう、対話の機会を模索していくことになると思われる。

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : nobuyuki.nakatsuka@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



特 集

中国のカーボンニュートラルの最新動向

MUFGバンク (中国)
リサーチ&アドバイザリー部
高級経理 李博

2020 年 9 月 30 日の国連総会ビデオ演説で、中国の習近平国家主席が“2060 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」宣言”を発表。以来、中国国内では関連する制度設計が急ピッチで推進されている。

向こう 5 年間の発展方向を示す「第 14 次五カ年計画」では、拘束型の指標（必ず期限と数値目標通りに実現しなければならない目標）として、「1 万元当たり GDP に対するエネルギー消費量低減率」、「1 万元当たり GDP に対する二酸化炭素排出量低減率」、「森林カバー率」等を明確にし、積極的に気候変動対策に取り組む姿勢を示した（図表 1）。うち、前者二つの「低減率」は現時点において中国で推進されている「ダブルコントロール（エネルギー消費強度¹の低減と消費総量コントロール）」にも直結するものであり、各メディアでの露出度が高い。国家発展改革委員会は 2021 年 8 月 12 日、地域別のダブルコントロール目標の達成状況を発表し、青海省、寧夏回族自治区、広西チワン族自治区、広東省、福建省、雲南省は両方とも「警告一級（非常に厳しい）」と告げられ、今後環境政策面では一層の規制強化が予想される（図表 2）。

図表 1 「第 14 次五カ年計画」によるカーボンニュートラル関連の諸指標

分野	内容	2020	2025	年平均/累計	性質
グリーン・エコロジー	14. 単位GDPエネルギー消費量低減率	—	—	13.5	拘束型
	15. 単位GDP二酸化炭素排出量低減率	—	—	18	拘束型
	16. 地級市レベル以上の都市の好天数比率	87.0	87.5	—	拘束型
	17. 地表水がⅢ類（優良）を超過する比率	83.4	85.0	—	拘束型
	18. 森林カバー率	23.2	24.1	—	拘束型
安全保障	20. エネルギー総合生産能力（億トンの標準炭）	—	>46	—	拘束型

注：各指標は 14～18 及び 20 を抜粋

出所：「国民経済・社会発展第 14 次五カ年計画と 2035 年までの長期目標要綱」を基に執筆者作成

¹ エネルギー消費強度とは、単位 GDP あたりのエネルギー消費量を指し、低ければ低いほどエネルギーの使用効率は高く、環境に優しいとみられる。

図表 2 省別ダブルコントロールの達成状況

（●：警告三級＝やや厳しい、○：警告二級＝厳しい、×：警告一級＝非常に厳しい）

	2020年9月		2021年3月		2021年6月	
	エネルギー消費強度	エネルギー消費総量コントロール目標	エネルギー消費強度	エネルギー消費総量コントロール目標	エネルギー消費強度	エネルギー消費総量コントロール目標
青海	●	●	×	○	×	×
寧夏	×	×	×	○	×	×
広西	×	●	×	×	×	×
広東	×	○	×	×	×	×
福建	●	●	○	○	×	×
新疆	○	●	×	●	×	○
雲南	●	×	×	×	×	×
陝西	○	●	○	●	×	○
江蘇	●	●	○	×	×	×
浙江	×	×	×	×	○	○
河南	●	●	○	●	○	●
甘肅	●	●	○	●	○	○
四川	●	●	○	●	○	○
安徽	○	×	○	○	○	●
貴州	●	●	○	○	○	○
山西	●	●	○	●	○	○
黒竜江	×	●	○	●	○	○
遼寧	×	●	○	●	○	○
江西	○	●	○	○	○	○
上海	●	●	●	●	●	●
重慶	●	●	●	●	●	●
北京	●	●	●	●	●	●
天津	●	●	●	●	●	●
湖南	●	●	○	○	●	○
山東	●	●	○	○	●	○
吉林	●	●	○	○	●	○
海南	×	●	○	○	●	○
湖北	●	●	○	×	●	×
河北	●	●	○	○	●	○
内モンゴル	×	×	●	●	●	●

出所：国家発展改革委員会の資料を基に執筆者作成

中国では、中央政府が目標を定めた後、各地の地方政府も行動し始め、地方のカーボンニュートラル目標に関する策定を推進している。これまで CO2 排出のピークアウト時期を発表した地域のうち、北京市、広東省広州市・深セン市、河南省済源市、浙江省杭州市、福建省アモイ市は 2020 年末時点で既に実現したとしており、全国をリードしている（図表 3）。

図表 3 各地域のカーボンピークアウト達成時期

地域	CO2排出ピーク達成時期	地域	CO2排出ピーク達成時期
北京市	2020	山東省済南市	2025
広東省広州市/深セン市	2020	江西省南昌市	2025
河南省済源市	2020	河北省石家庄市	2025
浙江省杭州市	2020	湖南省長沙市	2025
福建省アモイ市	2020	甘肅省蘭州市	2025
江蘇省南京市	2022	青海省西寧市	2025
湖北省武漢市	2022	遼寧省瀋陽市	2027
山西省晋城市	2023	雲南省昆明市	2028
安徽省合肥市	2024	内モンゴル自治区コロンベル市	2028
黒竜江省大興安嶺市	2024	海南省	2029
チベット自治区ラサ市	2024	陝西省延安市	2029
天津市	2025	四川省	2030
上海市	2025	広西チワン族自治区桂林市	2030
吉林省	2025	新疆ウイグル自治区ウルムチ市	2030
寧夏回族自治区銀川市	2025	貴州省貴陽市	2030

出所：各種報道資料を基に執筆者作成

立法面では、生態環境部主導で「温室効果ガス排出権取引管理弁法（試行）」「温室効果ガスの排出報告に対する検査ガイドライン（試行）」「排出権の登録管理規則（試行）」「排出権の取引管理規則（試行）」といった一連のカーボンニュートラル関連の法律法規が打ち出されている。また天津市は2021年9月27日、国内初の地域性のカーボンニュートラル関連条例である「カーボンピークアウト・カーボンニュートラル促進条例」を発表し、同年11月1日に施行する。今後もロードマップも含めて、カーボン関連の地方立法は加速する見通しである。

2021年7月7日付のブルームバーグニュースでは、中国の経済政策全般の立案を担う国家發展改革委員会が二酸化炭素排出量削減に向けた計画策定を担当することになり、生態環境部は今後、炭素排出権取引市場の監督や排出量報告、国際協力のみを担当すると報じられ、カーボンニュートラル目標は、これまで生態環境部が主宰する際の「一方的な排出削減」より「長期發展戦略における環境・気候政策」へと政策立案の方向性が変わりつつある。

カーボンニュートラルに関する投資需要

カーボンニュートラル目標を実現するためには、莫大な資金投入が必要であり、その具体的な投資分野として、電源の脱炭素化、エネルギー転換、電氣化・省エネ、カーボンシンク（CO2吸収・埋蔵・再利用）が挙げられる。実際、図表4の示した通り、主要国では既に関連投資計画を発表した国が多く、そのうち、中国は主に太陽光・風力（とりわけ洋上風力）への投資で世界をリードする計画を打ち出し、次世代インフラ施設（いわゆる「新基建」）投資の一部として、総額170兆円の財政拠出を計画している。また、世界で最も環境対策が進んでいる地域といわれるEUは、主にクリーン再エネのコスト低減に注目し、関連技術開発やインフラ投資に向けて10年間で120兆円の財政投資を準備している。日本は環境省や資源エネルギー庁の発表によると、総括的研究開発費として2兆円のほか、炭素排出削減用設備の開発や、デジタルエネルギー関連の技術開発分野に大規模の政策投資を予定している。このように、カーボンニュートラルを実現するためには、必ずしも単純に高い温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）排出量の産業セクターを圧縮または減産するといった

発展を犠牲することだけではなく、新たな投資を通じて、新しい成長エンジンが生み出されることもあり得るといったポジティブなロジックも無視してはならないであろう。

図表 4 主要国のカーボンニュートラルに関する動向と投資規模

各国動向サマリ		主な投資計画や景気刺激策の定量目標				
		全体戦略	電源の脱炭素化 (代表的な再エネ)	エネルギー転換	電化・省エネ	CCS/CCUSの導入
中国	太陽光・風力への投資で 世界をリード	次世代インフラ整備 に 170兆円	風力・太陽光： 約40兆円 原子力： 約1.8兆円	具体的な金額目標は未公開		
EU	クリーン再エネのコスト低減に向 けた技術、インフラ投資	10年間 120兆円 (官民合計)	洋上風力： 約100兆円 (50年迄) 太陽光・風力による水素製造：約40兆円 水電解設備： 約5兆円 (30年迄)	EV： 約3,700億円 (一時的な公的支 援)	具体的な 金額目標は未公開	
英国	インフラ整備やCCUSを含めた 包括的な投資計画	政府支出 1.7兆円 誘発される民間投資 5.8兆円	風力： 約200億円 (20年まで) 水素、低炭素技術： 約500億円 (30年迄)	EV： 約2,600億円 (ステーション拡充) 建築： 約4,200億円	クラスター開発： 約300億円	
フランス	グリーン技術開発重視も 他主要国比では小規模	2年間 3.6兆円	原子力フリークと 再エネを並行 グリーン水素： 約8,400億円 (30年迄)	EV： 約2,400億円 (コロナ危機対策) 建築： 約8,000億円	具体的な 金額目標は未公開	
ドイツ	「水素」での覇権獲得に向けた 集中投資	2030年迄に 数十兆円の予算	再エネ支援： 6~9兆円超 水素関連： 約2.7兆円 (26年迄)	EV： 約6,200億円 (コロナ危機対策含 む)	具体的な 金額目標は未公開	
日本	太陽光発電の性能向上 (R&D) / 洋上風力発電に対して重点投資	R&D投資 (2030年迄) 約2兆円 (波及効果は約15兆円の予想)	炭素排出削減用設 備： 約1,500億円	未公開	デジタルエネルギー に関する技術開発 約25兆円	未公開
米国	4年間200兆円の大規模予算が 今後各分野に割当	脱炭素分野に4年間で 約200兆円 投資 (公約)	エネルギー技術開発、EV、建築グリーン化、CCUSなどを投資対象			

出所：各種報道資料を基に執筆者作成

上記以外では、民間金融機関が提供するグリーンファイナンスも拡大するとみられる。中国人民銀行は2021年7月より「銀行業貯蓄類金融機関グリーンファイナンス業績評価方案」を正式に実施し、商業銀行（市中銀行）におけるグリーン貸出し、グリーン証券、グリーン株式投資、グリーンリースの総合的なランク付けを定期的に行うこととなっている。2020年末現在の中国国内のグリーンファイナンス残高は11兆9,500億元（データ会社WIND調べ）であり、全世界の約1割程度である。うち、交通輸送と倉庫・物流分野への投資はそれぞれ30%前後を占めており、残りは電力・熱・都市ガス・水道水生産（21%）、再生可能エネルギー生産（18%）となっている。今後の資金需要の見通しについて、中国興業銀行の研究チームの試算によれば、2060年までに全産業では約138兆円まで拡大するとし、また、中国投資協会と米ロッキーマウンテン研究所は再生可能エネルギー生産、エネルギー使用効率の向上、ゼロエミッション関連技術開発の3分野で2060年までにおよそ70兆円の資金需要が生じるとしている。

全国炭素排出権取引市場の最新動向

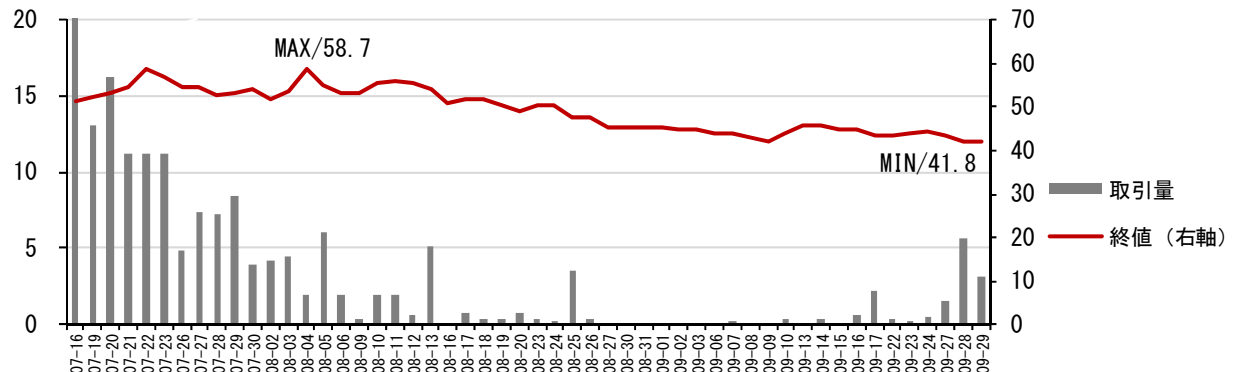
カーボンニュートラル目標を実現するためには、制度設計と投融资面での規模拡大はもとより、市場メカニズムを導入することで市場参加者が自主的に二酸化炭素排出を減少させるのが大きな課題である。炭素排出権取引制度は企業にインセンティブを付与し、二酸化炭素排出枠の設定と取引を通じてCO2排出量を減少させる手段として有効とみられる。中国では、既に2013年より一部地域で取引市場を設立し、同制度をスタートさせたが、2021年7月16日に新たに全国炭素排出権取引市場（以下、全国ETS市場）を開業させ、今後地方市場の規模縮小が見通され、最終的には全国ETS市場に吸収される見通しである。当面、全国ETS市場に参加できるのは、発電企業2,162社が重点排出事業者であり、開始前に予告された2,225社より63社少なかった。取引種類について、当

面は CEA（Carbon Emission Allowance）と CCER（China Certified Emission Reduction）の 2 種類のみとなっているが、今後、先物取引を含む商品の多様化を模索する計画となっている。

取引方式について、当面主流となるのは予め排出可能枠の上限（Cap）を設定し、その枠を割り当てられた各取引参加者の間で余剰分と不足分を取引する、いわゆる「Cap and Trade」方式であるが、協議取引と競売（オークション）方式も可能となっている。協議取引は更に大口協議取引と公開募集型協議取引に分けられ、大口協議取引は、1 回当たりの取引での最少申告量が CO₂ 換算で 10 万トン以上とし、取引単価は前取引日の終値の±30%の間で決定される。公開募集型協議取引は、1 回当たりの取引の最大申告量が CO₂ 換算で 10 万トン未満とし、取引価格は前取引日の終値の±10%の間で決定される。

初日以降の取引実績について図表 5 の示した通り、初日から 9 月 29 日までの CEA は累計で 556 万トンとなったが、初日の 410 万 4000 トンを除くと、その翌日以降は平均 1 日当たり 3 万トン前後まで低下、9 月 6 日の取引量は僅か 10 トンに留まった。取引単価も一時 58.7 元／トン（8 月 4 日）に達したものの、足元 9 月 29 日現在は 41.8 元／トンまで右下がりの値動きを見せている。大口協議取引についてはこれまで計 7 回行われており、1 回目は 7 月 21 日に中国石油化工集団が華潤集団より 10 万トンの CEA（対価 529 万 2000 元）を購入し、2 回目以降の取引先は未発表である（図表 5）。取引量が低迷する理由として、今後の単価は更に上昇すると見通されるための売り渋りや、単純に売り手不足による取引量の減少が考えられる。一方、全国 ETS 市場の契約履行期限は 2021 年 12 月 31 日であるため、その期限に近づけば近づくほど契約履行用の取引が増加し、取引量も単価も相対的に上昇する見通しである。

図表 5 全国 ETS 市場の取引量と取引単価（終値）



注：左軸：単位（トン）、右軸：単位（元／トン）、7 月 16 日の取引量は 410 万 4000 トン
出所：上海環境能源取引所の資料を基に執筆者作成

まとめ

本稿は、中国におけるカーボンニュートラル目標を達成するための取組に注目し、主に制度設計、関連投融资、炭素排出権取引市場について最新の動向並びに今後の行方について紹介した。

中国がカーボンニュートラル目標を発表してから 1 年が経っており、同目標の実現可能性についての議論は既に国内で活発的に行われている。これからは目標達成のためのロードマップをはじめとする一連の具体策の策定、金融機関によるファイナンス関連の準備、並びに各企業の実際の取組が待たされる。

上記分析の通り、これまで中央政府と地方政府はいずれも多数のカーボンニュートラルに関する政策を打ち出しており、法整備とグリーンファイナンスに関する制度設計も進められている。また、カーボンニュートラルは産業サイドの負担増加や減産といったネガティブな結果をもたらすだけでなく、設備導入やインフラ投資により、新たな経済成長の起爆剤としての役割も期待される。

（執筆者連絡先）

MUFG バンク（中国）

李博

中国北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京發展大廈 4F

E-mail : li_bo@cn.mufg.jp

TEL : +86-10-65908899

**苦境に直面する不動産業界 ～ 中国経済の減速要因に**

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部

研究員 丸山健太

1. 中国恒大集団の経営危機の背景

中国の不動産大手・中国恒大集団の経営危機が大きな注目を集めている。2021 年 9 月 23 日、29 日が期日であったドル建て社債の利払いが遅れ、デフォルト（債務不履行）への懸念も高まっている。経営危機の背景には、中国政府による不動産業界への規制強化がある。国民の間に広がる不動産価格高騰への不満や、不動産バブル崩壊への警戒感から、2020 年後半以降、政府は住宅ローンの総量規制など、不動産業界への規制を強化してきた。少子化対策のための不動産価格抑制方針や、過度な格差を是正し、国民全員で豊かになるようとする「共同富裕」の目標も規制強化を後押しした。

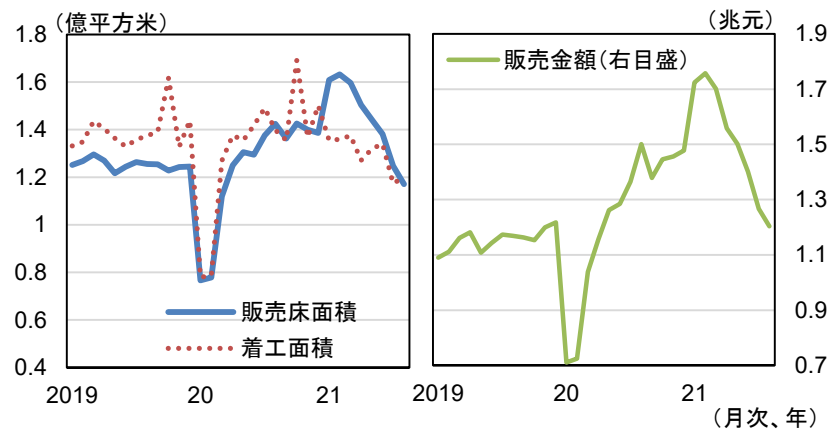
規制強化策の中でも、「純負債が自己資本を超えてはならない」など『3 つのレッドライン（三条紅線）』の設定による不動産業への財務規制強化策（2020 年 8 月に施行）は、不動産企業の資金繰りを難しくし、中国恒大集団の経営危機のきっかけとなった。

また、一連の規制強化は、業界全体を対象としており、中国恒大集団以外の企業にも影響が及ぶ。業界大手 85 社のうち、2021 年 6 月末時点で上述の『レッドライン』の基準を 1 つでも満たしていない企業は 6 割を上回り、3 つの基準全てを満たしていない企業は 9 社に上った¹。このため、規制強化の影響により、中国恒大集団と同様に経営危機に直面する企業が出てくる可能性が高い。

最大のリスクは、不動産関連企業や金融機関などでデフォルトが相次ぐことにより、中国全体で債務危機が発生することである。中国恒大集団傘下の盛京銀行株を国有企業に買い取らせるなど、政府当局は同集団の経営危機の影響が外部に波及しないよう対策を講じており、今のところ、債務危機に発展する可能性は低いとみられる。ただし、債務危機にまで至らない場合でも、中国の不動産市場で取引が大きく落ち込むことは避けられない。まず、分譲住宅の販売金額・床面積は、いずれもすでに 2021 年 2 月をピークに減少に転じたうえ、これらに先行する着工面積は 2020 年 10 月以降、減少を続けており、販売金額・床面積は今後も減少が続く公算が大きい（図表 1）。

¹ 贝壳研究院「房企财报解读（下）| 行业阵痛期，需经一番寒彻骨，共待梅花扑鼻香」、<https://research.ke.com/128/ArticleDetail?id=446>。

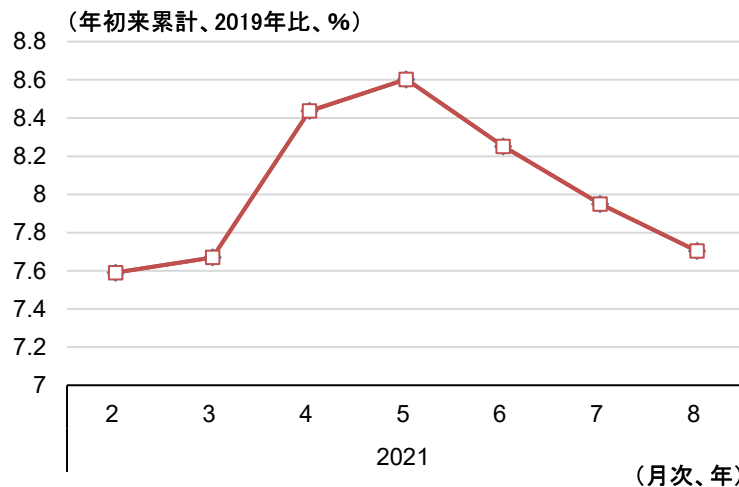
図表 1. 分譲住宅販売床面積・着工面積（左図）と販売金額（右図）の推移



(注) いずれも三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成の季節調整値
(出所) 国家統計局より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

また、足元では、不動産取引の減少を受け、不動産開発投資の増勢も鈍化した。コロナ禍の影響を除いた 2019 年同期からの増加率は、2021 年 1～5 月の +8.6% から 1～8 月は +7.7% に縮小した (図表 2)。不動産開発投資は、コロナ禍からの景気回復に寄与したうえ、固定資産投資に占める割合も高く (27.3%、2020 年)、その減速は中国経済の成長鈍化を招く。

図表 2. 不動産開発投資（年初来累計、2019 年比）の推移



(注) 2019 年同期からの増加率
(出所) 国家統計局より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2. 不動産市場が 1 割縮小すると、中国の GDP は 2.2% 下振れ

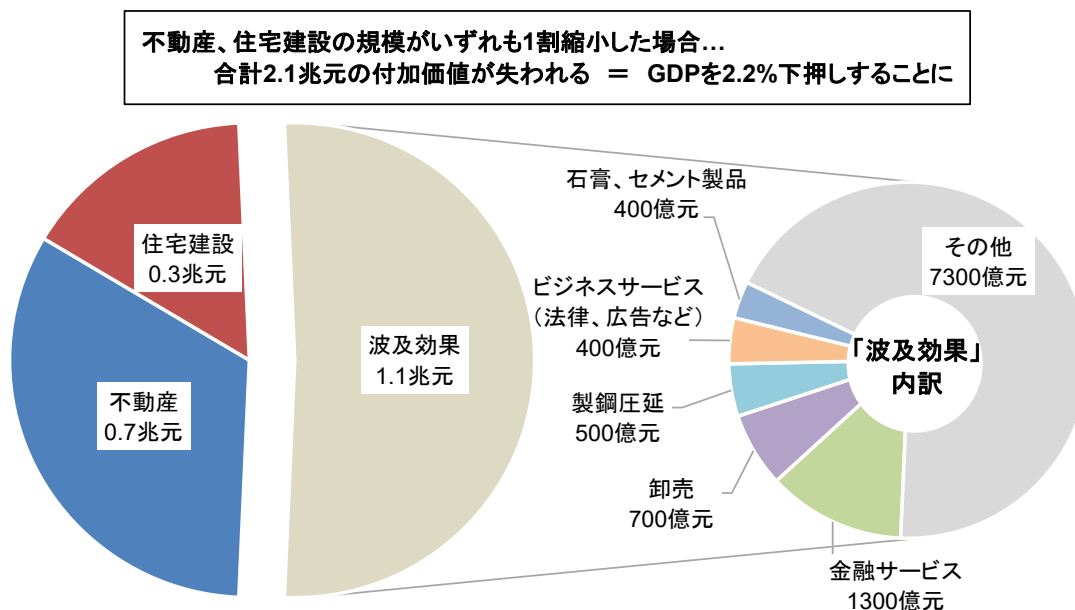
不動産市場の縮小による中国経済への影響をみるために、まず、不動産関連産業として不動産業と住宅建設業に着目すると、名目 GDP に占める割合はそれぞれ 7.3%、3.5% であり、合計すると 1 割を超える (2018 年)。特に不動産業は、153 の産業分類のうち、最大のウェイトを占めており、中国経済にとって最も重要な産業の一つである。

また、波及効果を考慮すると、不動産関連産業の存在はより大きい。図表 3 では、産業連関分析の手法を用い、不動産業、住宅建設業への需要が 1 割減少した場合の経済効果を示した。不動産業、住宅建設業の付加価値が 1 割 (それぞれ 0.7 兆元、0.3 兆元) 減少することによる直接の下押し効果

に加え、金融サービスや卸売、法律サービス、広告など不動産関連の事業を行う上で必要なサービス業や、鋼材やセメントなどの建設資材に関わる製造業など、幅広い業種への波及効果が生じる。その結果、波及効果は 1.1 兆元と、直接効果の 1.0 兆元を上回る規模となり、直接効果と合わせて GDP を 2.2% 下押しすると試算される。

また、建設業は全就業者の 8.3% となる 6241 万人の就業者を抱えるなど (2020 年)、雇用の面でも存在感が大きく、不動産関連産業への規制強化が、失業者の増加を通じて、社会不安を招く可能性にも注意が必要である²。

図表 3. 不動産関連産業が 1 割縮小した場合の経済下押し効果の内訳 (付加価値額)



(注) 2018 年の投入産出表を使用しており、当時と同様の投入産出構造を仮定している

(出所) 国家統計局「投入産出表」より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

このように、不動産関連産業は、産業のすそ野が広い自動車製造業などと並び、中国経済の柱の一つである。中国経済の安定を図る上で、不動産関連企業の財務規制の強化や、富裕層による過剰な不動産投機の是正は確かに急務であるが、経済全体への下押し効果が非常に大きいことも重視せざるを得ないだろう。

共産党・政府は、「住宅は住むためのものであり、投機の対象ではない」とこれまでも繰り返し指摘してきたほか、2021 年 9 月 29 日には金融当局が「不動産を短期の景気刺激策としない」との声明を発表しており、不動産市場・業界の改革に対する党・政府の姿勢は今のところ強硬である。もっとも、社会・経済の動揺を最小限にとどめるためには、中国経済全体への影響にも目を配り、景気減速リスクにも注意を払う、バランスのとれた政策運営が求められる。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

² なお、不動産業の就業者数は 294 万人と、全体の 0.4% を占めるに過ぎない (2019 年)。



人民元レポート

対ドル相場で直近レンジを超える動き

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
シニアアナリスト 井野鉄兵

10 月のレビュー

中国人民元対ドル相場は国慶節休暇明け 8 日に 6.44 台終盤で取引開始。9 日の劉副首相と米 USTR タイ代表との電話会談実施報道や、13 日の 9 月貿易統計を好感する格好で人民元高が進行した。19 日には総じてドル安となる環境下、人民銀当局者が中国恒大集団の債務問題による中国国内金融システムへの影響を「制御可能」と発言したことも好感され、6.40 を割り込み一気に 6.38 絡みの水準まで急上昇した。同水準付近では高値警戒感もあり、上値重く 6.38~6.40 中心の推移が続き、本稿執筆時点では 6.39 台前半で取引されている。一方、対円相場は 17.20 台で取引開始後、国慶節休暇明け後の人民元高進行に円安も加わり大幅に上昇。20 日には 2016 年 2 月以来の高値となる 17.90 台前半まで上げ幅を拡大した。18 の大台を目前に、月末にかけてはやや上値の重さがみられ、本稿執筆時点では 17.70 台前半で推移する。

中国恒大問題に注目が集まる一週間

10 月は不動産セクターの債務問題や、電力不足等も加わった景気減速懸念など、人民元相場には悪材料が多いようにみえたが、対ドル、対円もしくは CFETS 人民元指数でも、むしろ人民元高が進行した。とりわけ対ドル相場は、今年に入ってからの中核的なレンジである 6.45~6.50 を大きく人民元高方向に外れ、一時は 6 月以来の高値圏である 6.38 台まで上昇。本稿執筆時点でも 6.39 台で推移する。ここもとの人民元上昇を支えている要因には、堅調な輸出が主導する経常収支の黒字が続いていること、主要な国債インデックスへの組み入れに伴う証券（債券）投資の流入といったことが挙げられる。目先はこうした環境が継続しそうだ。

基礎的な国際収支は人民元高を示唆する環境変わらず

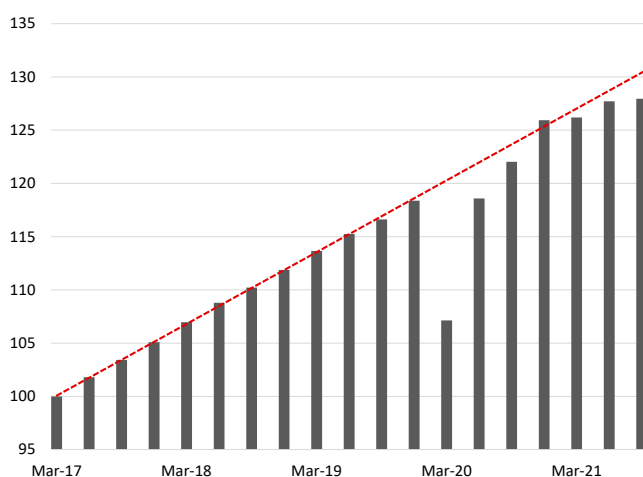
直近 9 月の主要な経済指標は、いずれも中国経済の減速を確認するものとなった。8 月の新型コロナウイルス感染拡大による行動制限強化の影響を受けた消費の伸びは回復したものの、鉱工業生産や固定資産投資は一段と減速した。このため、7-9 月期の実質 GDP 成長率も前回比で +0.2% まで減速。辛くも成長を保ったと言える状況で、昨年 10-12 月期にはキャッチアップできていたコロナ禍前の成長曲線からの下方乖離は拡大している（第 1 図）。

こうしたなか、貿易統計をみると、9 月も輸出は増勢を維持した一方、輸入が伸び悩んだ。そのため貿易収支の黒字が拡大しており、足もとにかけても人民元高を支えていると考えられる（第 2 図）。輸出は、これまでの人民元高に加え、このところの原材料価格や物流コストの上昇といった逆風のなかにも関わらず、携帯電話などの通信機器をはじめとする電気・電子製品や衣料品、農作物等幅広い品目が伸びを牽引する。欧米中心に経済活動の正常化が進むなか、クリスマス前の需要拡

大期が重なったこと、近隣アジア諸国における新型コロナ感染拡大による公衆衛生措置強化に伴う生産活動の低迷を補う格好となったことが輸出の堅調さを維持していると考えられる。翻って輸入は、電力不足で注目される石炭が、数量、価格ともに拡大しているが、そもそも輸入全体に占めるシェアは高くなく、むしろ内需の伸び悩みに呼応するかたちで、全般的に輸入は抑制的なものとなっている。

他方、サービス収支の主な赤字要因である居住者（国民）による海外旅行は制限された状態が続く。サービス収支の赤字が低水準となる環境下、貿易収支の黒字拡大は平時よりも経常収支の黒字を拡大させる。9月の貿易黒字が昨年終盤と同規模に拡大していることを踏まえると、4-6月期にかけて縮小していた経常収支の黒字は、再び増加に転じているものと推察される。もちろん、ごく足もとでは、電力不足に伴う生産活動抑制により輸出の増勢にストップがかかっている可能性もある。しかし、政府当局は電力不足解消に注力しており、輸出への影響は一時的なものにとどまると期待される。輸出は例年、年末にかけて拡大する傾向がある点も踏まえると、目先は貿易黒字拡大など基礎的な国際収支が人民元高を示唆する環境が続くとみておきたい。

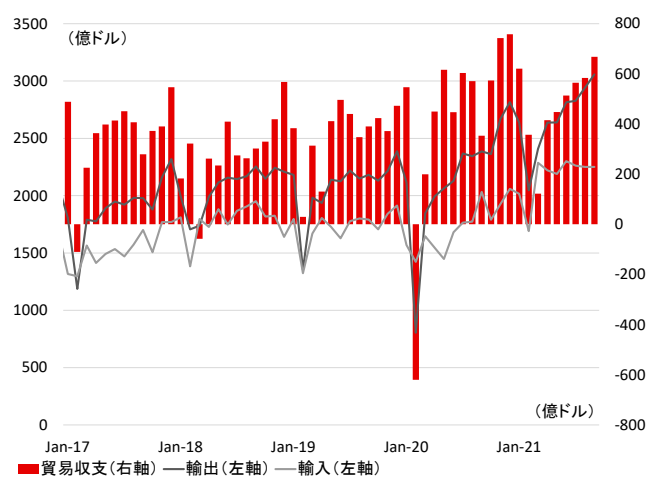
第1図：実質 GDP



（注）2017年第1四半期を100として指数化したもの

（資料）中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：貿易収支



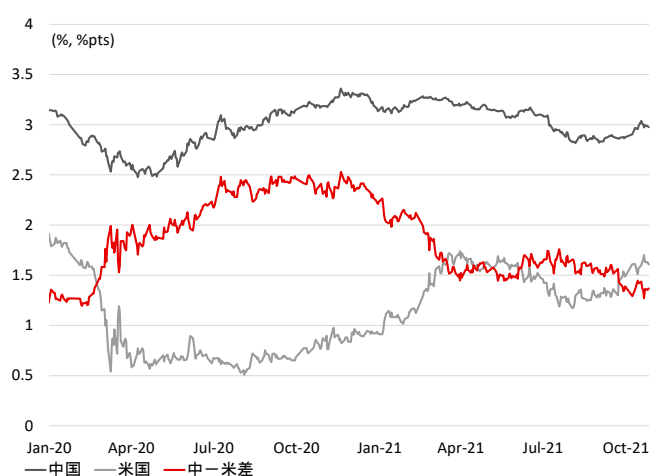
（資料）中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

中国国債への投資需要が続くそう

国際収支という点では、対内証券投資の流入も引き続き人民元相場の下支え役として機能していると考えられる。昨年は、米国が積極的な金融緩和を実施し、金利水準を大幅に低下させた一方、中国は早期に経済活動の回復をみたこともあって金利水準を維持し、中・米金利差は拡大。金利差を選好する格好で、対内証券（債券）投資が増加し、人民元高の要因となっていたと言える。今年に入ってから、米国の金利上昇を背景に中・米金利差が縮小。その後、米金利は伸び悩んでいるものの、7月には人民銀が預金準備率引き下げを実施し、中国の金利水準が低下したことで、金利差は昨年対比縮小したままとなっている（第3図）。このトレンドに沿う格好で、特に7月、8月の対内証券投資の流入は減少しており、資本収支面での人民元高圧力は昨年対比抑制されていると考えられる。しかし、直近9月は、金利差の縮小傾向が続く一方で、対内証券投資の流入が拡大した（第4図）。考えられるのは、10月から FTSE ラッセルが旗艦インデックスである世界国債インデックス（WGBI）に中国国債の組み入れを開始することだ。WGBI は向こう3年で5.25%まで中国国

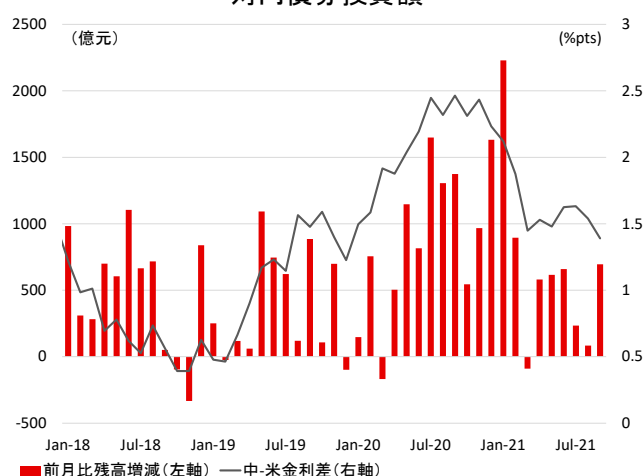
債のウェイトを引き上げるとしている。WGBI をベンチマークとしているファンドは 2.5 兆ドル規模となっており、向こう 3 年で合計 1,500 億ドル (9,600 億円) 程度が中国国債市場に流入するとの試算もある。つまり単純計算で 1 カ月あたり 42 億ドル (266 億円) の流入が見込まれることになる。9 月の対内証券投資増加は WGBI 組み入れを念頭とした動きである可能性があり、仮にそうだとすると、10 月以降もそうしたフローの流入は淡々と継続すると考えられる。中国政府は 10 月、新規にドル建国債を発行している。期間は 3 年から 20 年と複数年限を準備したが、報道によると、いずれの年限でも海外投資家の需要は旺盛だったようだ。中国恒大集団をはじめとする不動産セクターの資金繰り問題が燃え、実際に一部銘柄ではドル建債のデフォルトが発生するなか、海外投資家による中国国債への投資ニーズを確認するものと言えよう。資本収支面でも人民元高示唆の環境は続きそうだ。

第 3 図：中・米長期金利



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 4 図：中・米金利差と債券コネクトを通じた対内債券投資額



(資料) Bond Connect、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

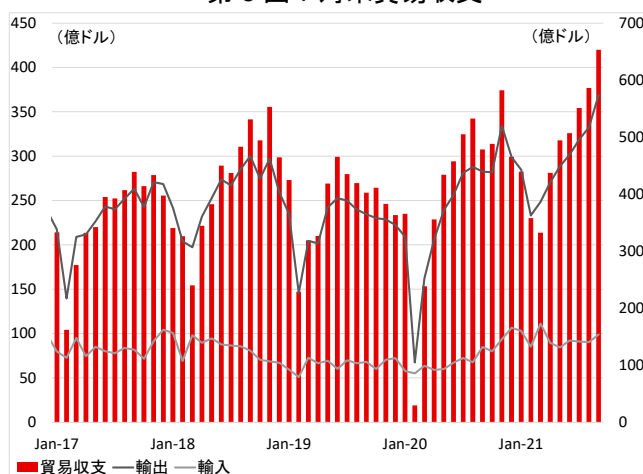
11 月は対米通商交渉がひとつ注目点

人民元高進行は輸出競争力を削ぐものであり、当局も過度な人民元高を抑制するという観点で、対ドル相場の安定を志向してきたと言える。しかし、ここにきて対ドル相場での上昇容認に傾いた背景には、米国との通商交渉活発化があるとみられる。トランプ政権時代の 2018 年に米国は、中国の知的財産権侵害などを理由に対中輸入に制裁的な追加関税を賦課し、中国もそれに対抗した。また、その間、米財務省は中国を「為替操作国」に急遽指定するなど、通商交渉には為替相場がテーマのひとつとなってきた。2019 年には、中国が対米輸入を拡大するなどの緊張緩和に向けた「第 1 段」合意が結ばれ、足もとではその点検が行われているというステータスだ。中国側は、米国が対中制裁関税を撤廃するか「強い関心を持っている」としている。対する米国側は、中国による対米輸入拡大を繰り返し主張しているが、足もとでは中国の対米貿易黒字は拡大しつつある (第 5 図)。こうしたなかで、中国側の交渉のカードのひとつとして人民元の対ドル相場上昇容認があるとみることが出来よう。11 月中の (オンラインでの) 米中首脳会談が模索されるなか、短期的には中国当局が人民元高容認に傾きやすい時間帯が続きそうだ。

もともと、名目実効相場である CFETS 人民元指数は 2016 年 1 月以来の 100 台に到達し、なおも上昇基調にある (第 6 図)。人民銀はこれまで、人民元相場を「合理的かつ均衡のとれた水準」に保

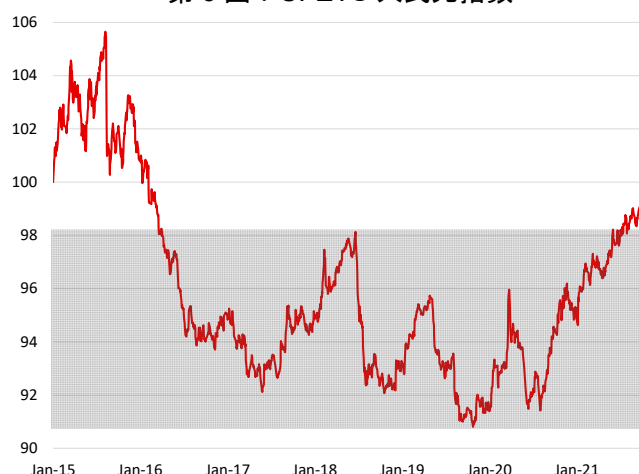
つとしているが、現状ではそうした水準の範疇を超過しつつあると言えそうだ。ファンダメンタルズは中期的にも人民元高圧力がかかりやすいことを示唆するとみるが、人民銀としては過度な人民元高は引き続き抑制したいところだろう。したがって、とりわけ対ドル相場での上昇余地は限られてきているとみられる。対ドル相場の予想レンジは若干人民元高に調整するが、概ね横ばい圏というトレンドは維持する。なお、対円相場については、10月の円安加速も相俟って、予想レンジを大幅に超過した。目先、さらなる円安の可能性があるとの見方を考慮し、予想レンジを上方修正する。

第5図：対米貿易収支



(資料) 中国税関総署より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：CFETS 人民元指数



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	21 年 11 月～12 月	22 年 1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月
USD/CNY	6.35～6.55	6.35～6.65	6.35～6.65	6.35～6.65
CNY/JPY	17.3～18.1	17.1～17.9	16.9～17.7	16.7～17.5

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021 年 10 月 29 日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp

**税務会計:新「中華人民共和国都市維持建設税法」の施行**

KPMG中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

背景

都市維持建設税は、納税者が法律に基づいて実際に納付した増値税及び消費税の税額を課税標準とする地方税である。都市維持建設税の納税義務の発生時期は、増値税、消費税の納税義務の発生時期と一致し、増値税、消費税それぞれと同時に納付する。税率は納税者の所在地によって、7%、5%、1%と異なる。

従来、都市維持建設税の徴収と管理は、1985年2月8日に発効された暫定条例と、それに続いて公布されたいくつかの補足的な税法施行規則に基づいて行われていた。「都市維持建設税暫定条例」が公布されて以来、30年以上が経過している。その間に中国の間接税制度は、増値税の適用対象となっていなかったサービスや無形資産の供給にまで適用範囲を拡大した「VAT改革（営業税から増値税への移行改革）」や、「増値税期末留保税額還付政策」など、いくつかの重要な変化が生じた。

過去不明確であった税務上の問題点を明確にし、都市維持建設税に関連する政策を改善・最適化するために、新「都市維持建設税法」は、2020年8月11日に開かれた第13回全国人民代表大会常務委員会第21回会議で決議され、2021年9月1日より発効された。その後、財政部と国家税務総局は、都市維持建設税の課税標準などをさらに明確にするために、財政部税務総局公告【2021】27号、財政部税務総局公告【2021】28号、国家税務総局公告【2021】26号（以下、「3つの公告」）を相次いで公布した。

新「都市維持建設税法」の施行要領

新「都市維持建設税法」は、関連する法規の変更や徴収・管理における実務経験を勘案し、従来の都市維持建設税関連政策を改善・最適化するとともに、これまでに不明確であった税務上の問題点を明確にした。新「都市維持建設税法」及び3つの公告が発効された後の施行要領を下記の通り整理してまとめた。

都市維持建設税の税額計算基準から輸入サービスと無形資産の販売を除外

新「都市維持建設税法」の施行に伴う大きな変更点の1つは、輸入貨物または国外の組織及び個人が中国国内にサービスや無形資産を販売して納税した増値税と消費税の税額に対して、都市維持建設税を徴収しないことを明確にしたことである。

従来の都市維持建設税関連規定では、税関が輸入製品に対して代行徴収した物品税と増値税は、都市維持建設税の徴収対象とならないことを明確に規定しているが、輸入サービスや無形資産の販売に関して、都市維持建設税及びその他の付加税を徴収しなくても良いとは明記されていなかった。しかし、実務上では、中国国内の納税者が国外の組織または個人に代金を支払い、増値税を源泉徴収する際に、都市維持建設税などの付加税も同時に源泉徴収している。

これに対して、新「都市維持建設税法」第3条及び後続の3つの公告では、輸入貨物または国外の組織や個人が中国国内にサービスや無形資産を販売して納税した増値税と消費税税額に対しては、都市維持建設税を徴収しないことを明確にしている。これにより、国内企業がクロスボーダー・サービスを受ける際の税務コストを削減できるとともに、国内企業と国外サプライヤーのどちらが関連する付加税を負担するかを交渉しなければならないというビジネス上の懸案事項もなくなる。

ただし、上述の都市維持建設税を徴収しないケースに、国外の組織及び個人が中国国内向けに不動産を販売するケースは含まれない。このため、国外の組織及び個人が中国国内に所在する不動産を国内向けに販売・譲渡する際に発生した増値税に対しては、都市維持建設税などの付加税を納付しなければならない。

免除・控除税額に関する都市維持建設税の処理

生産型企業の輸出事業またはゼロ税率の適用対象となる輸出サービスに従事する納税者は、当該輸出事業に係る増値税の免除・控除・還付を行うと、免除・控除税額が生じる。簡単に言うと、毎月の免除・控除・還付税額を申告する際に、その月の免除・控除・還付税額と当期還付税額との差額が免除・控除税額となる。

従来の関連規定によると、生産型企業の貨物輸出から生じる免除・控除税額は、都市維持建設税と教育費付加の課税ベースとなる。しかし、輸出サービスを提供する企業で発生した免除・控除税額が都市維持建設税の課税ベースとなるかは明らかにしておらず、税務機関の処理が地域ごとに異なっている。

これに対して、財政部税務総局公告【2021】28号及び国家税務総局公告【2021】26号では、都市維持建設税の課税ベースに免除・控除税額を含めることを明確にした。実務上では、これにより、輸出サービスや無形資産の税務コストが増す可能性がある。

仕入税額の期末留保税額還付に関する都市維持建設税の処理

増値税の期末留保税額還付に関する政策の施行に伴い、財税（2018）80号によると、増値税期末留保税額還付政策の適用対象となる納税者は、還付された増値税額を都市維持建設税、教育費付加、及び地方教育費付加の課税（徴収）標準から控除することができる。この政策は新「都市維持建設税法」においても踏襲され、さらに法律に格上げされていくこととなる。

都市維持建設税とその他の付加税の課税標準の統一

新「都市維持建設税法」が発効した後、都市維持建設税の課税標準と類似する2種類の付加税（教育費付加及び地方教育費付加）は同法の改正に合わせて改訂されていない。都市維持建設税の課税標準の変更が、同様に教育費付加及び地方教育費付加にも適用されるのか？ この質問に対して、今回の財政部税務総局公告【2021】28号により、教育費付加及び地方教育費付加の課税標準は、都市維持建設税と同一の課税標準を適用することが明らかにされた。

KPMG の所見

都市維持建設税は流通税をベースにした付加税の 1 つであり、中国で徴収されているすべての税種の中での割合は高くないが、増値税、消費税をベースに課されるため、かなり一般的な税種でもある。今回の新「都市維持建設税法」の公布は、従来の都市維持建設税関連政策を改善・最適化するだけでなく、中国の税法法定原則の実施を推進するための重要な措置となる。

新「都市維持建設税法」は、基本的に現行の税制枠組みと税負担の水準を踏襲しながらも、執行における重点及び難点を明確にしている。新「都市維持建設税法」の発効に伴い、企業は実務上の変化に注意を払う必要がある。企業側としては、新たな政策に基づき、現行のクロスボーダー・サービス契約及び無形資産契約における都市維持建設税に関わる税務条項を整理し、新法施行後の関連税務影響を試算することで、既存のビジネス・アレンジメントを合理的に計画されることを提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198 E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com

**法務:「海南自由貿易港法」～中国の対外開放の新たな一里塚**

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

中国の特色ある自由貿易港制度の実施以降、新たな一里塚として「中華人民共和国海南自由貿易港法」(以下「自貿港法」という)が2021年6月10日に全国人民代表大会常務委員会第3回審議において可決され、公布日から施行された。これは、2018年の海南自由貿易港(以下「海南自貿港」という)の開設以降初めての国の特別立法であり、海南自貿港の戦略的な位置づけと発展の方向性が法律的に明確化された。

一方、日中貿易の観点からみると、中国は日本の最大の貿易相手国であり、2020年の日本の貿易に占める対中比率は過去最高を記録した。日本の対中貿易収支は119億8,297万ドルと4年連続で黒字を維持し、黒字幅は前年の5倍以上に拡大した¹。海南自由貿易港は対中貿易の中核の1つとして、引き続き重要な役割を果たすことが期待される。

この背景を踏まえ、本稿は、国内外からのさらなる適法かつ効率の高い海南投資への一助となることを願い、「自貿港法」の重大な意義と重点的な内容について論ずるものとした。

II 「自貿港法」制定の背景とその重要な意義

習近平国家主席は2018年4月13日、党中央が海南全島における自由貿易試験区の設立及び海南省による自由貿易港政策・制度体系の段階的な確立を支援する決定を公表した。その翌日には、「海南における改革開放の全面的な深化の支援に関する中共中央・国務院の指導意見」(以下「指導意見」という)が対外的に正式公布され、海南の「四段階」の発展計画が示された。「指導意見」の要求を実行するため、中共中央及び国務院は2020年6月1日、「海南自由貿易港建設全体計画」(以下「全体計画」という)を発表した。「全体計画」は、制度設計の面において、貿易の自由化・便宜化、投資の自由化・便宜化、データの安全で秩序ある流動、税制、リスク防止体系など11の内容のほか、海南自貿港において全島関税封鎖運営を2025年までに適宜開始することを明確化した。「全体計画」等の政策の集中的な実行にともない、海南自貿港の現在の制度体系が基本的に確立された。

しかし、「自貿港法」制定前の海南自貿港には基本的な法律がなく、多くの特別な政策を商務部、税関総署等の部門及び海南各級人民代表大会、各級政府の部門規則、地方性法規、政策文書等によって発表する必要がある。そのため各部門による管理体制の連携が足りず、立法の段階が低いほか、政策の権威性及び確定性も高くなく、市場の投資家は権利・利益保障の強度に疑問を抱いていた。

「自貿港法」は、貿易、投資、資金の越境流動、人員の入出及び輸送往来の自由化・便宜化並びにデータの安全で秩序ある流動の実現を目標として、貿易の自由化・便宜化、投資の自由化・便宜化、

¹ <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/114272012ce2ba22.html>

財政税務制度、生態環境保護、産業の発展と人材支援及び総合措置これら 6 つの核心的分野など、一連の重大制度改革及び試行措置を法律制度の枠に組み込み、海南自貿港の建設・発展のため全周期における高度な法治の指導と保障を提供し、海南自貿港関税封鎖運営の完成のため法律的な基礎を構築した。

「自貿港法」は、海南自貿港の基本法として、海南自貿港制度体系の実行及び具体化のための基調を定めた。

また、「自貿港法」は、立法において臨機応変に対応する広範な権限を海南省に与えた。「自貿港法」は、海南省に対し、中央の要求及び法律の規定に基づいて改革自主権を行使することを授権した。このほか、海南省の立法機関（海南省人民代表大会及び常務委員会）に対しても、海南自貿港の具体的な状況を踏まえ、貿易、投資及び関連する管理活動について法規を定め、又は法律もしくは行政法規を柔軟に運用する規定を定めることを授権した。これは、海南自貿港において適用される政策、規定をさらに受け入れる保証であるばかりでなく、海南自貿港に各種先進的な制度の「試行地区」としての地位を与え、例えば人工知能（AI）による意思決定の支援等の新業態の展開、医療・薬品、越境電子商取引等に関する開放・免税政策の継続などを強力に推進する自由貿易試験区における試行運用となるための法的保障でもある。

Ⅲ 「自貿港法」の要点

「自貿港法」は、全 8 章 57 条からなっている。そのうち第 2 章から第 7 章の計 45 条の規定が「全体計画」の第 2 部分で提示された貿易の自由化・便宜化、投資の自由化・便宜化を含む 11 の制度の重点的な分野及び問題に対応し、それを深化させている。以下、日本企業及び投資家が多大な関心を寄せる内容について解説する。

1. 貨物貿易：全島関税封鎖の運営、貨物貿易ゼロ関税の段階的实现

まず、「自貿港法」第 11 条は、海南島における「全島関税封鎖運営」実施モデルを明確に定めたことにより、海南島全島はさらに広範囲の税関特殊監督管理区域と位置づけられる。中国の税関特殊監督管理区域の監督管理は「第一線」と「第二線」に分けられ、海南自貿港についていえば、海南自貿港と国外との間が「第一線」、海南自貿港と中国大陸内の他の区域との間が「第二線」となる。実務上、「第一線」と「第二線」の間には政策の連携に際して多くの制限が存するという課題が残されていたが、「自貿港法」の施行により、従来の「第一線」と「第二線」の境界線が廃止された。これにより「全島関税封鎖運営」モデルは、その管轄範囲がこれまでの海南島内一部試験地区から全島に拡大され、全島を対象とした自由貿易港の建設の迅速化が期待される。

次に、「自貿港法」は、関税封鎖運営の作業に関する具体的な規定をさらに定め、「第一線」においては輸出入ネガティブリストを実施した。関税封鎖運営後に輸入課税商品に対する目録管理を行う一方、「第二線」においては輸送手段の輸入管理を簡素化し、国内に搬入する際に条件に適合する貨物については輸入関税を免除し、海南自貿港に搬入する貨物については既に徴収した増値税、消費税を還付するものとした。

さらに、「自貿港法」は、各種市場主体による島内の貨物貿易に対して干渉が少なく効率の高い監督管理を実施し、一般貨物の海南自貿港への搬入については、税関が関連規定に基づいて直接に通関許可を行い、環境保護、安全等の要求に適合する前提の下、輸出入貨物に保管期間を設けず、保管場所を自由に選択しうることを明確化した。

2. 投資：最も短い外商投資ネガティブリスト

「全体計画」は、公開された透明で予測の可能な投資環境を確立すること、特に海南自貿港市場への参入を大幅に緩和し、投資自由の制度を改善する必要性を指摘していた。これを受け、「自貿港法」は、極めて簡素化された許認可、及び大幅な参入開放を重点とする投資自由化・便宜化制度を推し進めた。

第1に、投資参入が全面的に開放され、国の安全、社会の安定、生態保護レッドライン、重大な公共の利益等と関わる国が参入を管理する領域を除き、海南自貿港は投資参入の全面開放を行う。

第2に、外商投資国民待遇について、外商投資に対する参入前国民待遇の実行にネガティブリスト管理制度が加えられた。さらに、2020年8月26日、商務部は「自貿港法」第17条に基づいて、「海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト2021年版）」（以下「ネガティブリスト」という）を公布した。今回のネガティブリストは、分野をクロスボーダーサービス貿易に絞った初のネガティブリストであり、金融、法律、市場調査などの業務分野に関する特別管理措置が含まれている。

第3に、市場参入規制が大幅に緩和され、手続の監督管理を重点とする投資便宜化措置が実行される。また、市場参入の承諾即入制が段階的に実施され、市場参入特別リスト（特別措置）が緩和され、市場参入の承諾即入制の具体的な法令が国务院の関連部門と海南省との共同により制定される。

第4に、許認可が極めて簡素化され、利便化、高効率、透明性の原則に基づいて処理手続が簡単となり、処理効率が高まり、行政サービスが改善した。市場主体の設立、経営、抹消等を便宜化する制度が確立され、破産手続が改善された。

3. 徴税：高水準の自由貿易港に適した税優遇

「全体計画」は、ゼロ関税、低税率、簡易税制、法治重視、段階実施の原則に基づいて、高水準の自由貿易港に対応する税制の段階的な確立を打ち出していた。

簡易税制に関して、「自貿港法」は、全島関税封鎖の運営時に増値税、消費税、車両購入税、都市維持建設税、教育費付加等の諸税・費用を十分に圧縮し、貨物及びサービスの小売の段階で販売税を徴収するとともに、全島関税封鎖の運営後にさらなる簡易化を行わなければならないと提示した。

ゼロ関税に関して、全島関税封鎖の運営、簡易税制の実施後において、海南自貿港は輸入課税商品に対する目録管理を実行し、目録外の貨物の海南自貿港への搬入に際しては輸入関税が免除される。また、内地から海南自貿港区に搬入され、かつ、島への搬入前に消費税及び増値税を課された貨物については、内地の貨物と輸入貨物との間で税負担の不均衡や、内地の貨物の海南市場における公正な競争に不利益が生ずることを避けるため、「既に徴収した増値税、消費税を還付すること」を明確化した。

低税率に関して、海南自貿港において登録され、条件を満たす企業に対しては企業所得税の優遇が、また、条件を満たす海南自貿港内の個人に対しては個人所得税の優遇が行われる。これまでに公布された関連規定によると、海南自貿港において登録され、実質的に運営されている奨励類産業企業には、15%に減じた企業所得税が課され、海南自貿港において就業する高度人材及び不足している人材には、その個人所得税の実際の負担が15%を超える部分につき免除が行われる。

4. 人材：効率の高い人材支援制度

質の高い経済発展は人材と切り離すことができず、「自貿港法」においては、より高度な人材の海南への誘致に関しても注目すべき点が見受けられる。国外の人員についていえば、効率・利便性が高い出入国管理制度の確立、さらに緩和された人員臨時出入国政策の実施、ビザなし入国政策の適用範囲拡大の段階的な実施、ビザなし滞在時間の延長、出入国検査管理の改善、出入国通関の円滑化など、人の出入りの自由化・便宜化が図られた。また、便宜化された就業ビザ政策の実施、外国人の就業許可に対するネガティブリスト管理の実行、居留制度のさらなる改善、国外の人員による就業資格試験への参加の制限の緩和、条件と適合する国外の職業資格の認定、一方的認可リスト制度の実施など、国外の人員の就業・開業試験の制限も緩和された。

5. 総合措置

「全体計画」が提示したその他の重要な制度及び措置に関し「自貿港法」は、その第7章に「総合措置」の章を設け、土地、金融、資金の越境流動、信用体系、紛争解決制度などについて定めた。

資金の越境流動に関しては、「自貿港法」第51条により、海南自貿港が資本項目を段階的に開放すること、非金融企業外債に係る完全な兌換性を段階的に推進すること、越境貿易決済の円滑化を推進すること、海南自貿港と国外との間における資金流動の自由化・便宜化の秩序ある推進を行うことが明らかにされた。

商事紛争解決制度の多元化に関しては、「自貿港法」第54条において、国際商事紛争事件集中裁判制度を改善するとともに、国際商事仲裁、国際商事調停など種々の非訟紛争解決の手段を整えるものと定められた。この規定は、「全体計画」の関連する制度設計に対応するもので、法制化・国際化されたビジネス環境の整備、より多くの外資導入に役立つ。

リスク防止体系に関しては、「全体計画」がリスク防止体系の確立、貿易、投資、金融、データ流動、生態、公共衛生等の領域における重大なリスクの防止・除去の方向性を提示していた。これを受け、「自貿港法」は、第1に、密輸防止総合対策の強化、密輸の法に基づく取締り、監督管理の強化、第2に、外商投資安全審査制度の法に基づく実施、第3に、金融リスク防止制度の確立・健全化、ネットワーク安全等級保護制度の実施、人員流動リスク防止制度、衛生事件監視早期警戒制度及び防止緊急対応制度の確立、金融の安全、データの安全、人員の安全、衛生の安全の実現に関するさらなる規定を定めた。

IV 「自貿港法」施行の展望

今後の展望として、国外の投資家による海南への投資については、「自貿港法」に関する各種実施細則の制定や関連する制度の実施を常に注視して、投資計画を正確に策定し、投資の実行を適時に調整することが必要となる。特に期待される注目点としては、次の2つが挙げられる。

第1に、「自貿港法」を綱領とする各種制度の設計に関する詳細な規定が注目される。「自貿港法」の枠組みの下、金融、税制、資金の越境流動、人員・データの流動、国民生活、公共衛生等における具体的な措置及びリスク管理については、関連する予防政策及び実施細則の制定がなお求められる。例えば、投資の自由化・便宜化においては、「証券法」及び「外商投資法」の海南自貿港における実施細則、外貨監督管理制度のさらなる改善が行われる。また、財政・税制においては、徴税管理制度に関する法令の改善、実質的経営地・所在地の明確な判定基準の制定、海南自貿港の税制における脱税リスクの識別の強化、さらに開放された税制下における税源侵食の防止及び利潤移転に

関する運用基準・措置の制定を継続する必要がある、データの越境流動の管理においては、データの流出入に関するネガティブリスト、データ流動財政税務優遇の強化及び違法なデータの越境流動の防止、処罰等に関する規則の制定がなされる。

第2に、海南自貿港が国際規則に対応して行う制度設計の詳細化が着目される。今後の海南自貿港の建設において、各種具体的な制度の実施は、国際的な最新の経済・貿易規則を従来と同様に参考にしなければならない。例えば、各種の所有制の企業が参入許可、経営・運営、基準制定、優遇政策等において公正な競争、平等な待遇を得る具体的な措置のさらなる明確化、外商投資管理制度と「市場参入全面開放」との関係の調整、ネガティブリスト外で実行する内外一致管理の具体的な基準の明確化、海南自貿港の資金支払・移転制度への適用の実施、海南自貿港の基本的な財産権制度に関するさらなる立法、国際社会と調和する海南自貿港の知的財産権保護体系の確立等が挙げられる。

V おわりに

2018 年 10 月の開設以来、海南自貿港には極めて高い期待が寄せられ、国際的に影響力の高い自由貿易港としての位置づけと対外開放の目的を有し、中国の改革開放の「試行地区」としての使命を負ってきた。「自貿港法」が海南自貿港の「基本法」となった今、「自貿港法」の枠組みにおける海南自貿港が新たな国際政治及び経済情勢の下で法に基づいて建設され、中国の対外開放の水準を高め、より多くの国内外の投資家からの投資を引き寄せ、最終的に中国の特色ある新時代の重要な門戸開放となることを期待している。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層東樓 18 階

Tel : 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・
重慶・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
ニューヨーク・シリコンバレー



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では9月中旬から10月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

〔 政策 〕

【知的財産権】	
○「中共中央、国務院の『知的財産権強国建設要綱（2021-2035 年）』の印刷・発布（2021 年 9 月 22 日発布・実施）	
	2035 年の国家発展目標の実現に向けた知的財産権の発展戦略。主に発展目標と発展方針が示されている。 ■発展目標は、以下の通り。 • 2025 年までに知的財産権強国建設で顕著な成果を上げ、特許集約型産業の付加価値を GDP 比 13%、著作権産業の付加価値を同じく 7.5%、知的財産権使用料の年輸出総額を 3500 億元、人口 1 万人当たりの発明特許数を 12 件とする。 • 2035 年までに知的財産権の総合的競争力で世界の最前列に位置し、中国の特徴を備えた世界レベルの知的財産権強国を基本的に建設する。 ■発展方針は、知的財産権に関する制度、保護システム、市場メカニズム、公共サービス体系、人文社会環境の建設とグローバルガバナンスへの参加、実施保証の各方面について、21 項目があげられている。そのうち重点方針と見られる知的財産権の保護システムの建設については、以下のような具体的な取り組みがあげられている。 • 司法による保護体制の健全化：知的財産権の審理組織の健全化、上訴メカニズムの整備、民事・刑事・行政事案の統合審理の推進、裁判官への専門的訓練による選抜と技術調査官の育成の強化、遠隔地訴訟のプラットフォーム構築の推進など。 • 行政による保護システムの健全化：行政保護技術調査官制度の構築、特許権侵害紛争での行政裁定制度の強化、知的財産権紛争での行政調停・司法確認制度の構築、税関による知的財産権保護の強化、法執行での国際協力の推進など。 • 共同保護の健全化：行政保護と司法保護の連携メカニズムの健全化、仲裁・調停・公証・鑑定および権利保護支援の制度の確立、著作権管理団体への支援強化、地理的表示保護プロジェクトの実施、海外での知的財産権紛争の早期警告・権利保護支援情報プラットフォームの構築など。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm

【サービス貿易】

- 「国務院のサービス貿易革新発展全面深化試行地区で関係行政法規および国務院文書の規定を暫時調整することに関する同意」(国函〔2021〕94号、2021年9月15日発布・実施)

全国21省・自治区・直轄市に設置される「サービス貿易革新発展全面深化試行地区」で、サービス貿易に関する特別な改革・開放措置を実施するにあたり、関係する行政法規と国務院文書の規定を暫時適用しないことを通知したもの。実施期間は2023年8月1日までとされている。

■特別な改革・開放措置、関係規定は以下の通り。()内は実施地区

- ・外商投資旅行社の業務許可の審査機関を15業務日以内に短縮：「旅行社条例」(2020年11月20日改正施行)では30業務日以内(全国の試行地区)
- ・商業フランチャイズでのフランチャイザーの届出を取り消し：「商業フランチャイズ管理条例」(2007年5月1日施行)ではフランチャイズ契約締結から15日以内に商務部門に届出(海南省)
- ・外国人永久居留証を取得した外国の特許代理資格を有する外国人に対し、特許代理資格試験への参加を許可、合格者には特許代理師資格証を交付：「特許代理条例」(2019年3月1日改正施行)では中国公民のみに許可(北京、南京、蘇州、広州等の試行地区)
- ・自由類技術の輸出入登記・届出の管理権を地区級市(注：省級市と県級市の中間にある大中市)に委譲：「技術輸出入管理条例」(2020年11月29日改正施行)では商務部に登記・届出(全国の試行地区)
- ・外国の機構による“中国”、“中華”、“全国”、“国家”等の文字を冠しない渉外経済技術展示会の単独開催を許可、省級商務部門に許可と監督管理を委託：国務院の各種文書では商務部が許可(海南省)

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/09/content_5641577.htm

[規則]

【税関】

- 「中華人民共和国税関登録登記・届出企業信用管理弁法」(税関総署令第251号、2021年9月13日公布、同年11月1日施行)

税関の企業分類管理に関する新規則。現行の「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(2018年5月1日施行)を廃止し、新たに制定したもの。

■新弁法は、税関が企業を信用状況に応じて分類、認証し、企業別に異なる管理措置を適用するという点では現行の弁法と変わらないが、企業分類が「高級認証企業」、「信用逸失企業」、「その他の企業」の3種類とされた(現行弁法では「その他の企業」が「一般認証企業」と「一般信用企業」とされている)。また、「高級認証企業」と「信用逸失企業」で管理措置の差異がより明確になった。

■それぞれの認証基準は、「高級認証企業」については、内部統制、財務状況、コンプライアンス、貿易の安全等の共通基準と企業の類型・経営範囲による個別基準とされるが、具体的な基準は税関総署が別に定めるとされている。

	一方、「信用逸失企業」の認証基準は明確で、①税関の密輸犯罪調査、公安機関の立件捜査を受け、司法機関の刑事責任追及を受けた場合、②密輸行為により税関から行政処罰を受けた場合、③通関専門以外の企業が 1 年以内に税関から受けた行政処罰回数が通関証明書、B/L 等の総数の千分の 1 を超え、かつ行政処罰金額が累計で 100 万元を超えた場合、④納税期限から 3 ヶ月を超えて滞納した場合など。なお、「信用逸失企業」に対する管理措置は、①輸出入貨物の検査率を 80%以上、②加工貿易業務を取り扱う場合に担保の全額提供を適用、③企業への査察、検査頻度の引き上げ、④税関総署の定めるその他の管理措置、とされている。 ■原文は税関総署下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3883300/index.html
	○「中華人民共和國税関輸出入貨物商品分類管理規定」(税関総署令第 252 号、2021 年 9 月 18 日公布、同年 11 月 1 日施行)
	税関の輸出入貨物の商品分類に関する新規則。現行の同名の規定(2008 年 10 月 13 日改正施行)と「中華人民共和國税関化学検査管理弁法」(2008 年 12 月 1 日施行)を廃止し、新たに制定した。輸出入商品検査・検査が税関に統合され、また税関の“全国通関一体化”改革が進展していることに対応したもの。 ■主な変更点は、以下の通り。 • 税関が輸出入貨物の商品コード(HS コード)を確定する商品分類の根拠について、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS 条約)、「中華人民共和國輸出入税則」、「輸出入税則商品及び品目注釈」等のほか、輸出入貨物に関する国家標準、業界標準も参考とすることが規定された。 • 輸出入貨物の属性・成分・含有量・構造・品質・規格等について化学検査を行う場合には、その結果を商品分類の根拠とすることが規定された。 • 輸出入貨物の荷受け荷送り人または代理人が商品分類について税関に行政裁定、事前裁定を申請する場合、また同一の商品コード(HS コード)の下にある「その他」の商品のコードを確定する場合には、関係規定に従って処理することが規定された。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3893428/index.html
【信用調査】	
	○「信用調査業務管理弁法」(中国人民銀行令〔2021〕第 4 号、2021 年 9 月 27 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)
	中国人民銀行の信用調査業に対する管理規則。「人民銀行法」(2004 年 2 月 1 日改正施行)のほか、「個人情報保護法」(2021 年 11 月 1 日施行)と「信用調査業管理条例」(2013 年 3 月 15 日施行)に基づいて制定したもの。 ■主な規定は、以下の通り。 • 信用調査業務は、企業と個人の信用情報を収集・整理・保存・加工し、情報の使用者に提供する活動である。信用情報は、金融等の活動にサービスを提供するために収集した、企業と個人の信用状況を識別・判断するための基本情報、資金貸借情報その他の関連情報および前記の情報に基づく分析・評価情報と規定されている。

- 個人信用調査業務に従事する場合は、中国人民銀行の個人信用調査機構から許可を取得し、企業信用調査業務に従事する場合は、中国人民銀行に企業信用調査機構の届出を行う。また、信用等級評価業務に従事する場合は、中国人民銀行に信用等級評価機構の届出を行うこととされている。
- 信用調査機構は、情報の使用者の身元、業務資格、使用目的等について必要な審査を行い、また情報の使用者が信用調査システムにアクセスするネットワークとシステムの安全・合法性の管理措置について評価を行い、検索についてはモニタリングを行うこととされている。
- 信用調査機構が国外の情報使用者に企業信用情報検索の製品・サービスを提供するときは、情報使用者の身元、信用情報の用途について必要な審査を行い、信用情報が越境貿易、投融資等の合理的用途に使用されることを確保しなければならず、国家の安全に危害を及ぼしてはならないとされている。

日本企業が中国企業の企業信用調査を委託し、あるいはインターネットの企業情報サイトで検索する場合には、匿名ではできなくなる。

■原文は中国人民銀行の下記サイトをご参照。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/4354378/index.html>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2020年				2021年								
		1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	(1-3月) 18.3			(4-6月) 7.9			(7-9月) 4.9		
固定資産投資*	前年 同期比%	▲16.1	▲3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4	12.6	10.3	8.9	7.3
第一次産業	前年 同期比%	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7	21.3	21.8	18.1	14.0
第二次産業	前年 同期比%	▲ 21.9	▲8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1	16.3	14.4	12.9	12.2
第三次産業	前年 同期比%	▲ 13.5	▲1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8	10.7	8.2	6.8	5.0
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8	8.3	6.4	5.3	3.1
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4	12.1	8.5	2.5	4.4
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4	0.9	1.3	1.1	1.0	0.8	0.7
工業生産者 出荷価格 (PPI)	前年 同月比%	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0	8.8	9.0	9.5	10.7
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2	2,814.2	2,826.6	2,943.2	3,057.4
	前年 同月比%	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9	32.2	19.3	25.6	28.1
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8	2,298.9	2,260.7	2,359.8	2,389.8
	前年 同月比%	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1	36.7	28.1	33.1	17.6
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4	515.3	565.9	583.3	667.6
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4	193.8	97.8	130.4	154.8
	前年 同月比%	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1	15.9	8.1	8.4	8.6
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218	32,140	32,359	32,321	32,006
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9
国内自動車 販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8	201.5	186.4	179.9	206.7
	前年 同月比%	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲ 3.1	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 17.8	▲ 19.6
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0	50.9	50.4	50.1	49.6
	非製造業	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2	53.5	53.3	47.5	53.2

* : 年初からの累計ベース。

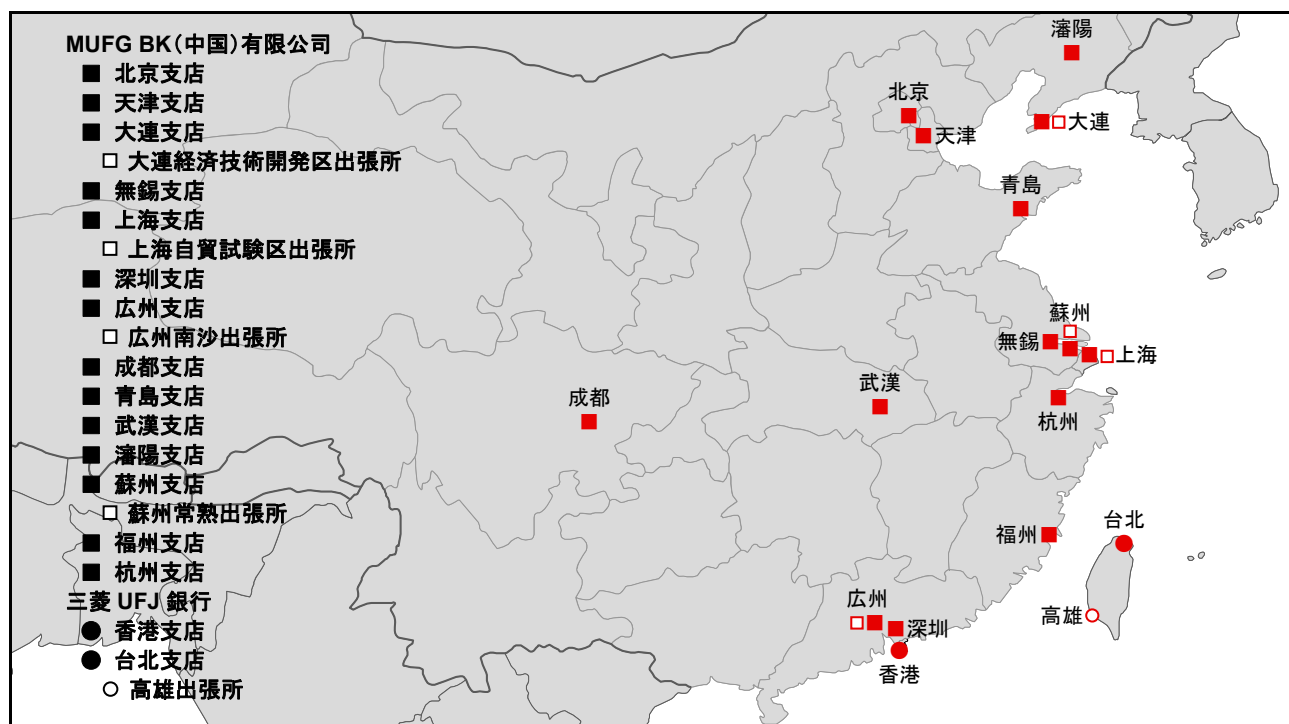
** : 2 月は 1—2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2 月は 1—2 月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
大連経済技術開発区出張所	大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021 年 11 月 10 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。